

唐津市監査委員公告

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定により実施した定期監査（消防本部）の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年5月9日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

定期監査結果報告書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象とした部署

消防本部

(2) 対象とした事項及び範囲

主に令和5年度における財務等に関する事務の執行及び事業の管理。一部、令和4年度及び6年度についても対象とした。

4 書類審査の期間

令和7年1月23日から令和7年4月23日まで

5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

7 監査の結果

監査の結果、改善を要する事項及び問題点等は、別紙「是正又は改善が必要な事項」のとおりであった。

なお、軽易な事項については、指導・注意事項としてその都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略する。

是正又は改善が必要な事項

消防本部 地域消防課

1 消防団事務文書について [指摘事項]

標記事務については、消防団事務決裁規程に基づき事務を行っているが、各行事等の案内文書において、消防団長供覧文書と、地域消防課長供覧文書がある状況で不適切な事務処理が見受けられた。また、収受文書において採番されていないものが見受けられた。

この件に関しては、前回の定期監査でも指摘していたが、改善されておらず、誠に遺憾である。適切な事務処理をされたい。

2 消防団員出動報告書について [指摘事項]

各消防分団長から消防団支団長宛てに火災・行方不明者捜索・警戒に係る出動、会議の出席、式典・大会・訓練・行事の参加、事前訓練の参加について消防団員出動報告書が提出されているが、出動の種別に記載誤りが見受けられた。

消防団員出動報告書は、団員の出動報酬を算定する書類となるものであり、適正な事務処理をされたい。

3 建物損害共済金事務について [指摘事項]

標記事務については、消防団格納庫が災害により被災した場合、市の施設として建物損害共済に加入しているため、建物損害共済金の請求を行うことになる。

令和5年9月に落雷による被害に伴う竹木場分団詰所及び格納庫の修繕工事に要した経費については、共済金の請求事務を行っていたが、同じ簿冊に編てつされていた湊分団格納庫の落雷による被害に伴う修繕工事の経費については共済金の請求事務を行っていなかった。

事務処理状況を確認の上、至急、適正な事務処理をされたい。

市民センター共通

1 事務処理の平準化について [指摘事項]

標記案件については、前回の定期監査においても指摘していたが、消防主任会議等を通じて統一した考えにより事務処理をされていたと思われるが、異動時等に事務引継ぎをされておらず改善が見られず、誠に遺憾である。地域消防課が指導され、業務の統一化や事務改善に努められたい。

(1) 公印台帳の管理について

公印の管理については、消防団公印取扱規程に規定されているが、公印台帳を簿冊管理していない市民センターが見受けられた。

(2) 簿冊の管理について

同じ簿冊名や内容であるにもかかわらず、文書分類番号や保存年限が各市民センターにより異なっていた。

北波多市民センター 総務・福祉課

1 事故（違反）報告書等の未作成について [指摘事項]

北波多支団の分団が大雨による被害状況調査の巡回中にハンドル操作を誤って積載車を河川敷脇に脱輪させてしまい、地元クレーン事業者による車両引上げが行われていた。当該脱輪事故については、北波多支団の幹部会議での報告及び他分団への注意喚起等を行ってはいるものの、市への事故（違反）報告書等の提出がされていなかった。

消防組織法第 18 条第 3 項では「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するもの」と規定され、平成 18 年 8 月 4 日付け唐総職号外「交通安全の確保について（通知）」は、交通事故等があった際に事故報告書等を提出するよう消防長あてにも通知されているため、消防団の公務中の事故に関しては事故報告書等を提出させるべきだった。

適切な事務処理をされたい。

呼子市民センター 総務・福祉課

1 契約関連書類の所在不明について [指摘事項]

令和 5 年 9 月 8 日起案決裁の庁用自動車車検整備の実施に際し、A 社と B 社の

2 者に見積書の提出を依頼し、その結果、A社に決定し本件整備が実施されていたものの、B社の見積書しか添付されておらずA社の見積書が見当たらなかった。担当課に確認すると見積書のスキャンデータはあったものの、見積書の原本については紛失していた。

当該見積書は、一定金額未満で請書に代える処理がなされており、いわば本件整備契約における契約書であったため、最も重要な書類であった。

適正な事務処理をされたい。

消防本部 警防課

1 救急救命士就業前教育病院実習委託業務について [指摘事項]

標記委託契約事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 実施伺いにおいて、委託予定金額（設計金額）という記載があるが、設計書が添付されていなかった。
- (2) 業務報告について、受託者からの業務完了報告書では実習内容がよく分からなかった。受託者には、具体的に委託内容の実施完了がわかる報告書の提出を求められたい。

なお、参加した救急救命士の実習レポートを見ると総務省消防庁の実習要領と比較すると実習内容に足りない部分があるように見受けられたので、受託者と協議のうえ、実習要領に沿ったより有意義な実習となるように努められたい。

2 救急救命士気管挿管病院実習委託業務について [指摘事項]

標記委託契約事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 実施伺いにおいて、委託予定金額欄は 200,000 円となっていたが歳出予定金額欄に委託料 200,000 円と報償費 40,000 円とあり、合計 240,000 円の支出予定となっているようであったが、この報償費 40,000 円の支出の内容、理由が記載されていなかった。
- (2) 実施伺いに添付されていた契約書案に実習料の単価が記載されていたが、この単価の基になるべき設計書や見積書等の添付がなく、単価の根拠が不明であった。

[参考説明]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

指 摘 区 分		基 準
指摘事項	公 表	合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反又は不当な事項、又は法規等には違反しないが、その妥当性（公正性、正確性、適正性、3E（経済性、効率性、有効性）など）に問題があり不適切であると認められるもの
意見・要望事項		合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反とまでは言えないものや、その妥当性等に何らかの課題が認められるもので、指摘事項とまでは言えないが、監査委員が意見や要望等として表明し改善を求めるもの
指導・注意事項	非公表	上記に該当しない軽微な違反や不適切事項などで、口頭指導するもの

注：法規等とは、法令、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなどを含む広義のもの
妥当性には、広義の社会性や市民感覚等も含まれる